

火災や風水害などで被害にあわれた方へ

火災・風水害などで被害を受けた方は、罹災証明書を区役所等の担当窓口へ提出するなどにより、次のような救済・支援制度等を受けることができます。**詳しくは担当窓口へお問合せください。**

(罹災証明書は、緑消防署で申請手続きを行ってください。)

項目	担当窓口	問合せ先	対象	内容	手続き概要
罹災証明書	緑消防署 警防課 調査係(※1) または緑区内の各 消防出張所(※2)	932-0119	罹災証明書は、火災 や自然災害によって 生じた被害(家屋の 損壊や床上浸水等) に関する証明書で す。	災害により受けた被 害状況が記入された 証明書です。	※提出先ごとに必要な枚 数を発行できます。申請 の際は事前にお問合せく ださい。 (土・日・祝日可)

※1 罹災証明書の発給担当係は、災害出場等で不在になる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※2 消防出張所での罹災証明書の申請は発給までに数日かかります。

★「緑区役所」の救済・支援制度です。詳しくは担当窓口までお問合せください。

※緑区役所内での各種申請に必要な「罹災証明書」は各窓口でコピーをしますので1通で手続きができます。

項目	担当窓口	連絡先	対象	内容	手続き概要
個人の市・県民 税の減免	税務課 市民税担当 (3階35番)	930-2261	住宅または家財の3 /10以上が滅失し、 またはき損した方	詳細は担当窓口まで お問合せください。	罹災証明書を添付のうえ 申請してください。
市税の徴収猶予	税務課 収納担当 (3階31番)	930-2288	一時に納付・納入す ることが困難な方		
固定資産税・都 市計画税(土地・ 家屋)の減免	税務課 土地担当 (3階34番)	930-2268	地すべり・がけ崩れ 等により1/10以上 の損害を受けた方		
	税務課 家屋担当 (3階34番)	930-2274	家屋等に1/10以上 の損害を受けた方		
国民健康保険 料・介護保険料 の免除	保険年金課 保険係 (2階26番)	930-2342	風水害・火災・震災 等により家屋等の資 産が20%以上の被 害を受けた場合	次の期間、保険料が 免除されます。 ・20%以上の被害: 4か月分 ・70%以上の被害: 6か月分	罹災証明書を添付のうえ 申請してください。
後期高齢者医療 保険料の減免				詳細は担当窓口まで お問合せください。	
国民年金保険料 の免除・猶予	保険年金課 国民年金係 (2階28番)	930-2337	財産価格のおおむ ね1/2以上の損害	詳細は担当窓口まで お問合せください。	
保育所保育料の 減免 (認可保育所のみ)	こども家庭支援課 保育担当 (1階12番)	930-2331	半焼・半壊以上、床 上浸水	保育料を3か月また は6か月免除する制 度があります。	
敬老パス負担金 の減免	高齢・障害支援課 (1階15番)	930-2317	20%以上の焼失、半 壊以上、床上浸水	負担金が減免される 場合があります。	

★ 「区役所以外」にも救済・支援制度があります。詳しくは担当窓口までお問合せください。

その他の 官公署等	項目	担当窓口	問合せ先	対象	内容	手続き概要
	生活福祉資金	緑区社会福祉協議会	931-2478	火災・自然災害等	災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費に対する資金貸付です。	罹災の翌月から6か月以内に、罹災証明書・必要経費の見積書をご用意の上、ご相談ください。
	一般廃棄物処理手数料の減免	資源循環局 緑事務所	983-7611		火災等により生じた廃棄物を被災者自ら施設に搬入する場合、廃棄物処理手数料のみを減免します。	事前に申請手続きが必要です。申請の際に、罹災証明書を添付してください。詳しくは事前に担当窓口へお問合せください。
	市営住宅の一時使用	建築局 市営住宅課	671-2923		市営住宅の一時無料利用制度です。	罹災証明書・住民票が必要です。詳しくは事前に担当窓口へお問合せください。
	水道料金の減免	水道局 青葉水道事務所	974-2331		水道料金の一部が減免されます。	罹災証明書が必要です。詳しくは事前に担当窓口へお問合せください。
	雑損控除 災害減免	緑税務署	972-7771		所得税の全部または一部が軽減されることがあります。	
	県税の納税猶予 (個人事業税・不動産取得税)	緑県税事務所	973-1911		納税が猶予されます。	
	自動車税の軽減	自動車税 管理事務所	932-3641		自動車が災害で損害を受け運行不能になった場合に軽減されます。	
中小企業の経営に関する相談	経済局 金融課 相談認定係	662-6631	中小企業の経営などの各種相談をお受けします。		詳しくは担当窓口へお問合せください。	

★ 救済・支援制度のほかに、被害を受けた方にはお見舞金等をお渡しします。

その他	項目	担当窓口	問合せ先	対象	内容	手続き概要
	見舞金等	福祉保健課 運営企画係 (3階39番) 緑区 社会福祉協議会	930-2328 931-2478	火災・自然災害等	見舞金・救援物資をお渡しします。(対象者は被害の状況等を調査し、認定します。)	詳しくは担当窓口へお問合せください。

★ 上記以外にも、被災された方を支援するため、様々な支援制度が用意されています。

詳しくは、横浜市のホームページで
<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/sienseido/>

ホームページは

横浜市被災者支援制度

検索



で、検索してください。

